



発行 東京都

目次

規則

○東京都立公園条例施行規則の一部を改正する規則……（建設局公園緑地部公園課）…

告示

○建築基準法による道路の指定の変更……（都市整備局多摩建築指導事務所建築指導第一課）…

○都営住宅の使用料の変更……（住宅政策本部都営住宅経営部経営企画課）…

○都営改良住宅及び都営再開発住宅の使用料の変更……（同）…

○土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定……（環境局環境改善部化学物質対策課）…

○知事指定薬物の指定……（保健医療局健康安全部薬務課）…

○都道の区域変更……（建設局道路管理部路政課）…

○令和四年東京都告示第十九号（東京都道路路占用規則による徴収単価）の廃止……（建設局道路管理部監察指導課）…

○東京都道路路占用規則による徴収単価……（同）…

○都立公園の位置、区域及び面積の変更……（建設局公園緑地部公園課）…

○都立公園有料施設の設置……（同）…

公告

○市街地再開発組合の理事長の住所の変更……（都市整備局市街地整備部再開発課）…

○開発行為に関する工事完了……（都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第一課）…

正誤

○令和五年五月三十一日付東京都告示第六百九十八号………

規則

東京都立公園条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和五年八月三十一日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第二百二十三号

東京都立公園条例施行規則の一部を改正する規則

東京都立公園条例施行規則（昭和三十二年東京都規則第三十七号）の一部を次のように改正する。

別表第二 二の部(一)の項中

神代植物公園売店		第一号（芝生広場売店）	一月	四万一千四百円
		第二号（ローズガーデン売店）		二万三千八百円
		第三号（ガーデンビューロー売店）		十三万二千九百円

を

神代植物公園売店		第一号（芝生広場売店）	一月	四万一千四百円
		第二号（ガーデンビューロー売店）		十三万二千九百円

に改め、同部(六)の項中「二百三十四万五千六百円」を「二百七十二万八千四百円」に、「百八十三万六千七百円」を「百九十七万八千五百円」に改める。

別表第五 一の部(二)の項中「及び府中の森公園」を「府中の森公園及び高井戸公園」に改める。

附則

この規則は、令和五年九月一日から施行する。

告示

●東京都告示第九百五十六号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号。以下「法」という。)第四十二条第二項の規定による道路の指定を次のとおり変更した。

なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和五年八月三十一日

東京都多摩建築指導事務所長

名 取 明

変更に係る道路の種類

変更年月日

変更に係る道路の位置

変更に係る道路の延長及び幅員(単位メートル)

法第四十二条第二項の規定による道路

令和五年一月四日

昭島市宮沢町字小ハケ四百九十七番三十三及び同番三十三の各一部、同番三十四、宮沢町字上ノ原四百九十五番十六の一部並びに大神町字古新田八百八十三番十の一部

延長 一〇・二一  
幅員 四・〇〇

●東京都告示第九百五十七号

東京都営住宅条例(平成九年東京都条例第七十七号)第三条第二項の規定に基づき、一般都営住宅の使用料を次のように変更し、令和五年九月一日から実施するので、同条第三項の規定により告示する。

令和五年八月三十一日

東京都知事 小池 百合子

種類	構造	名称	位置	規模 (平方メートル)	戸数 (戸)	収入の額が139,000円を超え 158,000円以下の者に適用さ れる使用料 (円、月額/戸)	近傍同種の住宅の家賃 (円、 月額/戸)
一般都営	高層耐火	芝五丁目アパート (2号棟)	港区芝5-18	42.2	1	40,900	93,000
一般都営	中層耐火	戸山ハイツアパート (6号棟)	新宿区戸山2-6	38.3	1	31,600	73,500
一般都営	中層耐火	戸山ハイツアパート (5号棟)	新宿区戸山2-5	38.3	1	32,000	76,100
一般都営	中層耐火	戸山ハイツアパート (9号棟)	新宿区戸山2-9	38.3	1	32,000	76,100
一般都営	中層耐火	戸山ハイツアパート (31号棟)	新宿区戸山2-31	38.3	1	32,000	76,100
一般都営	高層耐火	戸山ハイツアパート (3号棟)	新宿区戸山2-3	41.0	1	34,600	89,200
一般都営	高層耐火	戸山ハイツアパート (18号棟)	新宿区戸山2-18	36.3	1	30,600	79,400
一般都営	高層耐火	戸山ハイツアパート (10号棟)	新宿区戸山2-10	40.1	2	34,000	89,000
一般都営	中層耐火	戸山ハイツアパート (4号棟)	新宿区戸山2-4	38.3	1	32,500	78,700
一般都営	高層耐火	戸山ハイツアパート (35号棟)	新宿区戸山2-35	40.1	1	34,200	83,300
一般都営	高層耐火	戸山ハイツアパート (28号棟)	新宿区戸山2-28	43.3	1	37,100	79,700
一般都営	高層耐火	戸山ハイツアパート (11号棟)	新宿区戸山2-11	40.3	3	35,000	84,800
一般都営	高層耐火	早稲田アパート (1号棟)	新宿区西早稲田1-9	34.4	4	29,200	51,800
一般都営	高層耐火	下谷一丁目アパート (1-2-10号棟)	台東区下谷1-2	35.4	2	28,200	39,600
一般都営	中層耐火	八広三丁目アパート (6号棟)	墨田区八広3-21	32.6	1	22,000	35,900
一般都営	高層耐火	立花六丁目アパート (1号棟)	墨田区立花6-8	55.9	1	40,600	75,600
一般都営	高層耐火	立花六丁目アパート (2号棟)	墨田区立花6-8	55.9	1	40,600	75,600
一般都営	中層耐火	大島四丁目アパート (3号棟)	江東区大島4-21	51.0	1	43,200	80,000
一般都営	中層耐火	大島五丁目第2アパート (15号棟)	江東区大島5-17	55.9	1	47,200	71,600
一般都営	中層耐火	亀戸七丁目アパート (9号棟)	江東区亀戸7-57	39.0	2	31,000	47,300
一般都営	高層耐火	北砂六丁目アパート (14号棟)	江東区北砂6-16	48.1	1	40,600	76,300
一般都営	高層耐火	東砂七丁目アパート (7号棟)	江東区東砂7-17	51.2	1	41,900	75,000
一般都営	中層耐火	東砂二丁目アパート (2号棟)	江東区東砂2-13	33.4	1	26,200	43,000
一般都営	高層耐火	東砂二丁目アパート (3号棟)	江東区東砂2-13	37.9	1	29,800	54,100
一般都営	中層耐火	東砂二丁目アパート (8号棟)	江東区東砂2-13	33.4	1	26,200	43,000
一般都営	高層耐火	東砂二丁目アパート (11号棟)	江東区東砂2-13	37.9	1	29,800	54,100
一般都営	高層耐火	東砂二丁目アパート (21号棟)	江東区東砂2-13	37.9	1	29,800	54,100
一般都営	高層耐火	東雲一丁目アパート (1号棟)	江東区東雲1-7	34.3	1	27,600	52,700
一般都営	高層耐火	東雲二丁目アパート (3号棟)	江東区東雲2-4	51.2	1	42,500	86,900
一般都営	中層耐火	南砂五丁目第2アパート (4号棟)	江東区南砂5-1	55.9	1	46,900	96,600
一般都営	高層耐火	北品川アパート (1号棟)	品川区北品川1-5	41.6	4	36,000	84,300
一般都営	高層耐火	東品川第4アパート (12号棟)	品川区東品川1-2	34.3	1	29,000	45,900
一般都営	高層耐火	矢口二丁目アパート (15号棟)	大田区矢口2-21	32.9	2	26,000	37,600
一般都営	高層耐火	矢口二丁目アパート (16号棟)	大田区矢口2-21	36.5	1	28,800	40,200

種類	構造	名称	位置	規模 (平方メートル)	戸数 (戸)	収入の額が139,000円を超え 158,000円以下の者に適用さ れる使用料 (円、月額/戸)	近傍同種の住宅の家賃 (円、 月額/戸)
一般都営	中層耐火	萩中一丁目アパート (12号棟)	大田区萩中1-3	39.0	1	31,100	61,500
一般都営	中層耐火	池上八丁目アパート (8号棟)	大田区池上8-22	42.3	1	34,900	58,600
一般都営	高層耐火	東糀谷五丁目アパート (14号棟)	大田区東糀谷5-17	51.2	2	42,300	68,400
一般都営	中層耐火	梅丘一丁目アパート (1号棟)	世田谷区梅丘1-37	42.3	1	34,500	83,100
一般都営	中層耐火	玉川台二丁目アパート (1号棟)	世田谷区玉川台2-6	59.6	1	51,100	126,600
一般都営	中層耐火	喜多見二丁目アパート (7号棟)	世田谷区喜多見2-10	55.9	1	43,900	73,800
一般都営	中層耐火	喜多見二丁目アパート (11号棟)	世田谷区喜多見2-10	52.4	1	40,600	69,200
一般都営	高層耐火	広尾五丁目アパート (1号棟)	渋谷区広尾5-7	37.9	1	35,700	102,200
一般都営	高層耐火	広尾五丁目アパート (2-2号棟)	渋谷区広尾5-7	34.3	1	32,300	99,300
一般都営	中層耐火	方南二丁目アパート (10号棟)	杉並区方南2-6	42.3	1	32,200	74,600
一般都営	高層耐火	堀の内三丁目アパート (19号棟)	杉並区堀の内3-49	37.9	3	28,000	46,700
一般都営	高層耐火	浮間一丁目第2アパート (7号棟)	北区浮間1-5	48.1	1	38,500	69,300
一般都営	中層耐火	滝野川三丁目アパート (7号棟)	北区滝野川3-68	39.0	1	30,400	56,800
一般都営	中層耐火	滝野川三丁目アパート (12号棟)	北区滝野川3-69	39.0	1	30,400	56,800
一般都営	高層耐火	赤羽西五丁目アパート (11号棟)	北区赤羽西5-7	40.6	1	31,900	50,400
一般都営	中層耐火	板橋本町アパート (2号棟)	板橋区本町8-2	36.4	1	26,800	57,900
一般都営	高層耐火	新河岸一丁目アパート (2号棟)	板橋区新河岸1-3	51.2	1	38,300	68,400
一般都営	高層耐火	蓮根三丁目アパート (1号棟)	板橋区蓮根3-15	51.2	1	38,800	70,900
一般都営	中層耐火	石神井台七丁目第2アパート (3号棟)	練馬区石神井台7-21	51.0	1	39,900	81,300
一般都営	中層耐火	東大泉一丁目第2アパート (1号棟)	練馬区東大泉1-23	61.5	1	49,800	99,500
一般都営	中層耐火	貫井二丁目アパート (2号棟)	練馬区貫井2-18	55.9	1	44,100	91,000
一般都営	中層耐火	南田中アパート (4号棟)	練馬区南田中3-31	33.4	1	24,300	51,100
一般都営	中層耐火	南田中アパート (6号棟)	練馬区南田中3-31	33.4	1	24,300	51,100
一般都営	中層耐火	南田中アパート (27号棟)	練馬区南田中5-25	32.6	1	23,600	47,700
一般都営	中層耐火	南田中アパート (33号棟)	練馬区石神井町1-1	36.4	1	26,800	55,800
一般都営	中層耐火	南田中アパート (37号棟)	練馬区石神井町1-1	37.0	1	26,700	54,100
一般都営	中層耐火	南田中アパート (48号棟)	練馬区石神井町1-1	33.4	1	24,500	50,100
一般都営	中層耐火	南田中アパート (22号棟)	練馬区南田中5-25	32.6	1	23,600	47,700
一般都営	中層耐火	島根二丁目アパート (1号棟)	足立区島根2-29	51.0	1	36,300	62,700
一般都営	中層耐火	保木間五丁目アパート (2号棟)	足立区保木間5-29	59.6	1	42,400	74,400
一般都営	中層耐火	足立中央本町五丁目アパート (3号棟)	足立区中央本町5-17	55.9	1	40,700	77,400
一般都営	中層耐火	西保木間三丁目第2アパート (1号棟)	足立区西保木間3-18	55.9	1	39,800	64,200
一般都営	高層耐火	西保木間三丁目アパート (6号棟)	足立区西保木間3-6	34.3	1	23,600	38,200
一般都営	高層耐火	西保木間三丁目アパート (10号棟)	足立区西保木間3-11	42.2	1	29,100	48,600

種類	構造名	称位	置	規模 (平方メートル)	戸数 (戸)	収入の額が139,000円を超え 158,000円以下の者に適用さ れる使用料(円、月額/戸)	近傍同種の住宅の家賃(円、 月額/戸)
一般都営	中層耐火	六月二丁目第2アパート(3号棟)	足立区六月2-26	55.9	1	40,500	72,800
一般都営	中層耐火	六月町一丁目アパート(1号棟)	足立区六月1-33	37.3	1	25,200	42,700
一般都営	中層耐火	保木間第5アパート(1号棟)	足立区南花畑5-15	33.4	1	22,200	36,400
一般都営	中層耐火	保木間第5アパート(4号棟)	足立区南花畑5-15	37.3	1	24,800	43,300
一般都営	中層耐火	保木間第5アパート(7号棟)	足立区南花畑5-15	33.4	1	22,400	36,200
一般都営	中層耐火	保木間第5アパート(8号棟)	足立区南花畑5-15	37.3	1	24,800	43,300
一般都営	中層耐火	西保木間四丁目アパート(6号棟)	足立区西保木間4-3	33.4	1	22,600	38,700
一般都営	高層耐火	西保木間四丁目アパート(16号棟)	足立区西保木間4-5	37.9	1	25,600	41,500
一般都営	中層耐火	江北アパート(1号棟)	足立区江北6-16	33.4	1	22,700	38,600
一般都営	中層耐火	江北アパート(2号棟)	足立区江北6-16	33.4	2	22,700	38,600
一般都営	中層耐火	伊興町アパート(3号棟)	足立区伊興1-7	33.4	1	23,000	43,800
一般都営	中層耐火	伊興町アパート(5号棟)	足立区伊興1-8	36.4	1	25,000	47,700
一般都営	中層耐火	六ツ木町アパート(2号棟)	足立区六木1-5	35.7	1	23,900	38,700
一般都営	高層耐火	六ツ木町アパート(3号棟)	足立区六木1-5	40.5	1	27,200	41,800
一般都営	中層耐火	六ツ木町アパート(7号棟)	足立区六木1-5	35.7	1	23,900	38,700
一般都営	中層耐火	花畑第3アパート(6号棟)	足立区南花畑4-11	33.4	1	22,800	42,100
一般都営	中層耐火	花畑第3アパート(11号棟)	足立区南花畑4-11	35.7	1	24,300	43,300
一般都営	中層耐火	花畑第3アパート(13号棟)	足立区南花畑4-11	35.7	1	24,300	43,300
一般都営	高層耐火	鹿浜五丁目アパート(13号棟)	足立区鹿浜5-24	41.0	1	28,100	45,500
一般都営	中層耐火	花畑第4アパート(3号棟)	足立区花畑8-3	41.7	1	27,900	42,700
一般都営	中層耐火	花畑第4アパート(12号棟)	足立区花畑8-5	41.7	1	27,900	42,700
一般都営	中層耐火	花畑第5アパート(2号棟)	足立区花畑2-11	39.0	1	26,400	44,800
一般都営	中層耐火	花畑第5アパート(3号棟)	足立区花畑2-11	39.0	1	26,400	44,800
一般都営	高層耐火	舎人町アパート(14号棟)	足立区舎人6-14	43.6	1	30,400	43,600
一般都営	中層耐火	花畑第6アパート(1号棟)	足立区花畑2-16	51.0	1	35,400	50,300
一般都営	高層耐火	足立加賀二丁目アパート(4号棟)	足立区加賀2-31	55.9	1	39,700	69,300
一般都営	高層耐火	東保木間一丁目アパート(4号棟)	足立区東保木間1-25	55.9	1	40,700	75,100
一般都営	高層耐火	足立入谷町アパート(3号棟)	足立区入谷8-16	55.9	1	39,300	67,500
一般都営	中層耐火	青戸三丁目アパート(8号棟)	葛飾区青戸3-8	51.0	1	37,700	71,300
一般都営	高層耐火	亀有四丁目アパート(11号棟)	葛飾区亀有4-24	43.9	1	32,300	60,500
一般都営	高層耐火	葛飾新宿一丁目アパート(1号棟)	葛飾区新宿1-2	48.1	1	34,900	62,400
一般都営	中層耐火	青戸四丁目アパート(3号棟)	葛飾区青戸4-20	55.9	1	45,100	92,800
一般都営	中層耐火	柴又五丁目アパート(1号棟)	葛飾区柴又5-20	59.6	1	41,400	77,300
一般都営	中層耐火	西新小岩三丁目アパート(7号棟)	葛飾区西新小岩3-21	51.0	1	37,900	58,000

種類	構造名	称位	置	規模 (平方メートル)	戸数 (戸)	収入の額が139,000円を超え 158,000円以下の者に適用さ れる使用料(円、月額/戸)	近傍同種の住宅の家賃(円、 月額/戸)
一般都営	中層耐火	東新小岩三丁目アパート(1号棟)	葛飾区東新小岩3-12	51.0	1	38,100	74,100
一般都営	高層耐火	西新小岩一丁目アパート(1号棟)	葛飾区西新小岩1-1	55.9	3	42,400	72,000
一般都営	高層耐火	小菅三丁目アパート(1号棟)	葛飾区小菅3-6	55.9	1	41,600	77,200
一般都営	中層耐火	西水元五丁目アパート(6号棟)	葛飾区西水元5-9	59.6	1	43,100	74,400
一般都営	中層耐火	江戸川中央四丁目アパート(8号棟)	江戸川区中央4-16	59.6	1	46,300	86,900
一般都営	高層耐火	平井一丁目アパート(1号棟)	江戸川区平井3-4	37.9	2	27,800	50,800
一般都営	高層耐火	平井一丁目アパート(6号棟)	江戸川区平井3-4	34.4	2	25,200	46,200
一般都営	高層耐火	平井一丁目アパート(14号棟)	江戸川区平井3-4	37.9	1	27,800	50,800
一般都営	中層耐火	本一色町アパート(2号棟)	江戸川区本一色3-33	53.6	1	40,400	67,100
一般都営	高層耐火	清新町二丁目アパート(2号棟)	江戸川区清新町2-8	55.9	1	44,100	82,900
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン松が谷団地(5-2号棟)	八王子市松が谷5	55.9	2	30,400	57,600
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン松が谷団地(9-3号棟)	八王子市松が谷9-3	62.1	1	35,800	72,300
一般都営	高層耐火	多摩ニュータウン南大沢団地(3-4-7号棟)	八王子市南大沢3-4	61.4	1	35,800	78,100
一般都営	高層耐火	立川富士見町六丁目アパート(51号棟)	立川市富士見町6-51	50.9	1	27,900	57,800
一般都営	中層耐火	吉祥寺北町四丁目第3アパート(26号棟)	武蔵野市吉祥寺北町4-2	59.6	1	46,400	113,500
一般都営	中層耐火	吉祥寺北町四丁目第2アパート(25号棟)	武蔵野市吉祥寺北町4-3	55.9	1	42,600	101,700
一般都営	中層耐火	境五丁目アパート(3号棟)	武蔵野市境5-28	55.9	1	42,600	96,500
一般都営	中層耐火	境五丁目アパート(7号棟)	武蔵野市境5-15	55.9	1	42,600	96,500
一般都営	中層耐火	境五丁目アパート(8号棟)	武蔵野市境5-32	62.1	1	47,700	107,900
一般都営	中層耐火	下連雀六丁目アパート(1号棟)	三鷹市下連雀6-16	39.0	1	27,900	54,200
一般都営	中層耐火	上連雀六丁目アパート(5号棟)	三鷹市上連雀6-10	55.9	1	41,900	93,900
一般都営	中層耐火	上連雀一丁目アパート(1号棟)	三鷹市上連雀1-22	55.9	1	41,800	96,500
一般都営	中層耐火	上連雀一丁目アパート(2号棟)	三鷹市上連雀1-22	59.6	1	44,800	102,900
一般都営	中層耐火	三鷹大沢四丁目アパート(25号棟)	三鷹市大沢4-20	55.9	1	40,300	75,700
一般都営	中層耐火	昭和町一丁目アパート(3号棟)	昭島市昭和町1-10	59.6	1	34,500	78,200
一般都営	中層耐火	調布若葉町二丁目アパート(1号棟)	調布市若葉町2-4	58.1	1	36,600	96,800
一般都営	中層耐火	成瀬アパート(8号棟)	町田市成瀬7-10	55.9	1	30,200	59,100
一般都営	中層耐火	忠生二丁目アパート(1号棟)	町田市忠生2-26	51.0	2	27,300	50,800
一般都営	高層耐火	森野二丁目アパート(46号棟)	町田市森野2-2	55.9	1	32,500	78,200
一般都営	中層耐火	忠生四丁目アパート(3号棟)	町田市忠生4-10	55.9	1	30,200	57,000
一般都営	中層耐火	上水南町アパート(2号棟)	小平市上水南町3-1	55.9	1	32,200	76,000
一般都営	中層耐火	秋津町五丁目アパート(6号棟)	東村山市秋津町5-1	51.0	1	30,800	65,200
一般都営	中層耐火	国立西三丁目アパート(1号棟)	国立市西3-8	55.9	1	33,300	77,500
一般都営	中層耐火	田無本町七丁目アパート(14号棟)	西東京市田無町7-8	51.0	1	30,500	65,500

種類	構造	名称	位置	規模 (平方メートル)	戸数 (戸)	収入の額が139,000円を超え 158,000円以下の者に適用さ れる使用料 (円、月額/戸)	近傍同種の住宅の家賃 (円、 月額/戸)
一般都営	中層耐火	狛江アパート (1号棟)	狛江市和泉本町4-7	37.0	1	18,000	45,100
一般都営	中層耐火	狛江アパート (41号棟)	狛江市和泉本町4-7	37.3	1	18,500	47,800
一般都営	中層耐火	松山三丁目アパート (2号棟)	清瀬市松山2-17	62.1	1	36,800	80,400
一般都営	中層耐火	清瀬元町二丁目アパート (22号棟)	清瀬市元町2-25	60.5	1	35,700	75,500
一般都営	中層耐火	清瀬竹丘三丁目アパート (1号棟)	清瀬市竹丘3-3	51.0	1	27,800	53,000
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン諏訪団地 (5-2-9号棟)	多摩市諏訪5-2	37.7	1	17,400	30,500
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン諏訪団地 (4-3-8号棟)	多摩市諏訪4-3	37.7	1	17,400	30,500
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン愛宕団地 (3-4-1号棟)	多摩市愛宕3-4	40.1	1	19,100	34,600
一般都営	中層耐火	稲城第2アパート (4号棟)	稲城市大丸82	51.0	1	26,600	59,600

●東京都告示第九百五十八号  
 東京都営住宅条例（平成九年東京都条例第七十七号）第  
 三条第二項及び第五十六条第一項第三号の規定に基づき都  
 営改良住宅の使用料を、第三条第二項及び第七十一条にお  
 いて準用する第五十六条第一項第三号の規定に基づき都営  
 再開発住宅の使用料を次のように変更し、令和五年九月一  
 日から実施するので、第三条第三項の規定により告示する。  
 令和五年八月三十一日  
 東京都知事 小池百合子

種類	構造	名称	位置	規模 (平方メートル)	戸数 (戸)	使用料 (円、月額/戸)
改良	高層耐火	市ヶ谷富久町アパート (1号棟)	新宿区富久町22-24	37.5	1	31,400
改良	高層耐火	橋場二丁目アパート (15号棟)	台東区橋場2-16	51.2	1	39,600
改良	中層耐火	大島四丁目アパート (1号棟)	江東区大島4-21	42.3	1	35,100
再開発	高層耐火	西大久保アパート (5号棟)	新宿区大久保3-9	43.9	1	37,300
再開発	高層耐火	小松川アパート (1号棟)	江戸川区小松川2-1	59.8	1	47,200

●東京都告示第九百五十九号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一  
第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されてお  
り、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなけ  
ればならない区域(以下「形質変更時要届出区域」とい  
う。)を指定するので、同条第三項において準用する同法  
第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和五年八月三十一日

東京都知事 小 池 百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(中央区月島三  
丁目地内)

(「別図」は省略し、その図面を東京都環境局環境改  
善部化学物質対策課に備え置いて縦覧に供する。)

二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十  
九号。以下「規則」という。)第三十一条第一項の基準  
に適合していない特定有害物質の種類 水銀及びその化  
合物

三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有  
害物質の種類 水銀及びその化合物並びに鉛及びその化  
合物

●東京都告示第九百六十号

東京都薬物の濫用防止に関する条例(平成十七年東京都  
条例第六十七号)第十二条第一項の規定により、知事指定  
薬物を次のとおり指定する。

令和五年八月三十一日

東京都知事 小 池 百合子

一 知事指定薬物の名称

別表のとおり

二 指定理由

人の身体に使用することにより、精神に幻覚等の作用  
を及ぼし、また、これを濫用することにより、人の健康  
に被害が生じると認められるため

三 施行期日

令和五年九月一日

【別表】

	化学名	通称名
(1)	N-(1-アミノ-3, 3-ジメチル-1-オキソブタン-2-イル)-1-ベンジル-1H-インダゾール-3-カルボキシアミド及びその塩類	ADB-BINACA
(2)	1-(ベンゾ[d][1, 3]ジオキサール-5-イル)-2-(ブチルアミノ)ブタン-1-オン及びその塩類	N-Butylbutylone、 N-Butyl norbutylone
(3)	2-(エチルアミノ)-2-(3-フルオロフェニル)シクロヘキサン-1-オン及びその塩類	FXE、 Fluorexetine

●東京都告示第九百六十一号  
 道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、都道の区域を次のように変更する。  
 その関係図面は、令和五年八月三十一日から起算して二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。

### 別図

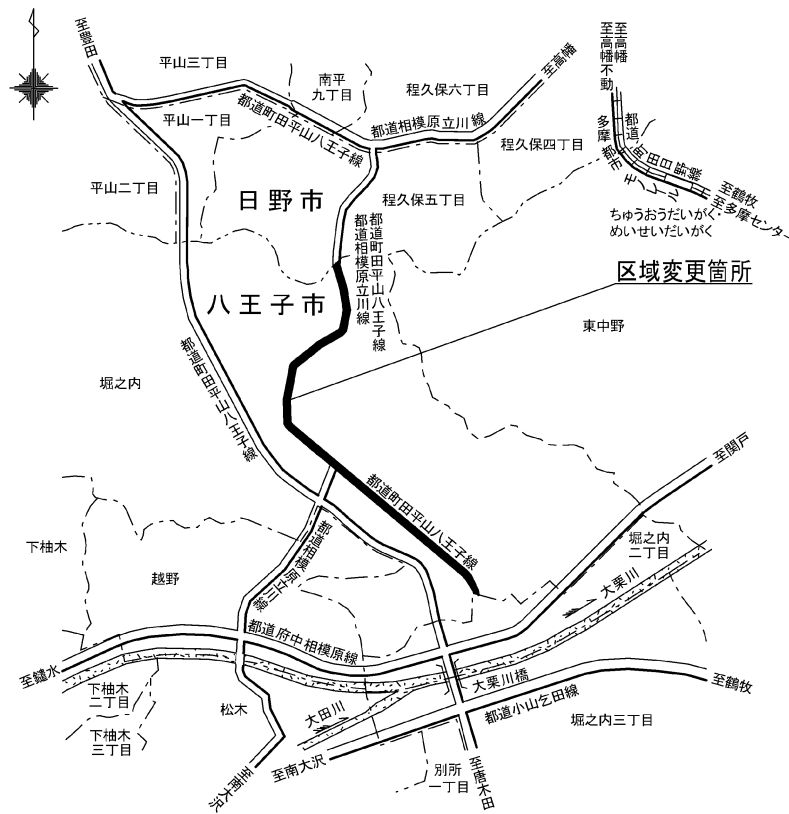
## 都道町田平山八王子線 都道相模原立川線 八王子市堀之内地内 区域変更略図

- 都道
- 市道
- 廃止区域
- (1) 都道町田平山八王子線  
 延長 一、五七〇・一三メートル  
 面積 一二、五四二・〇五平方メートル
- 重用廃止区域
- (2) 都道相模原立川線  
 （都道町田平山八王子線との重用廃止）  
 延長 八三九・一四メートル  
 面積 七、九一〇・三七平方メートル

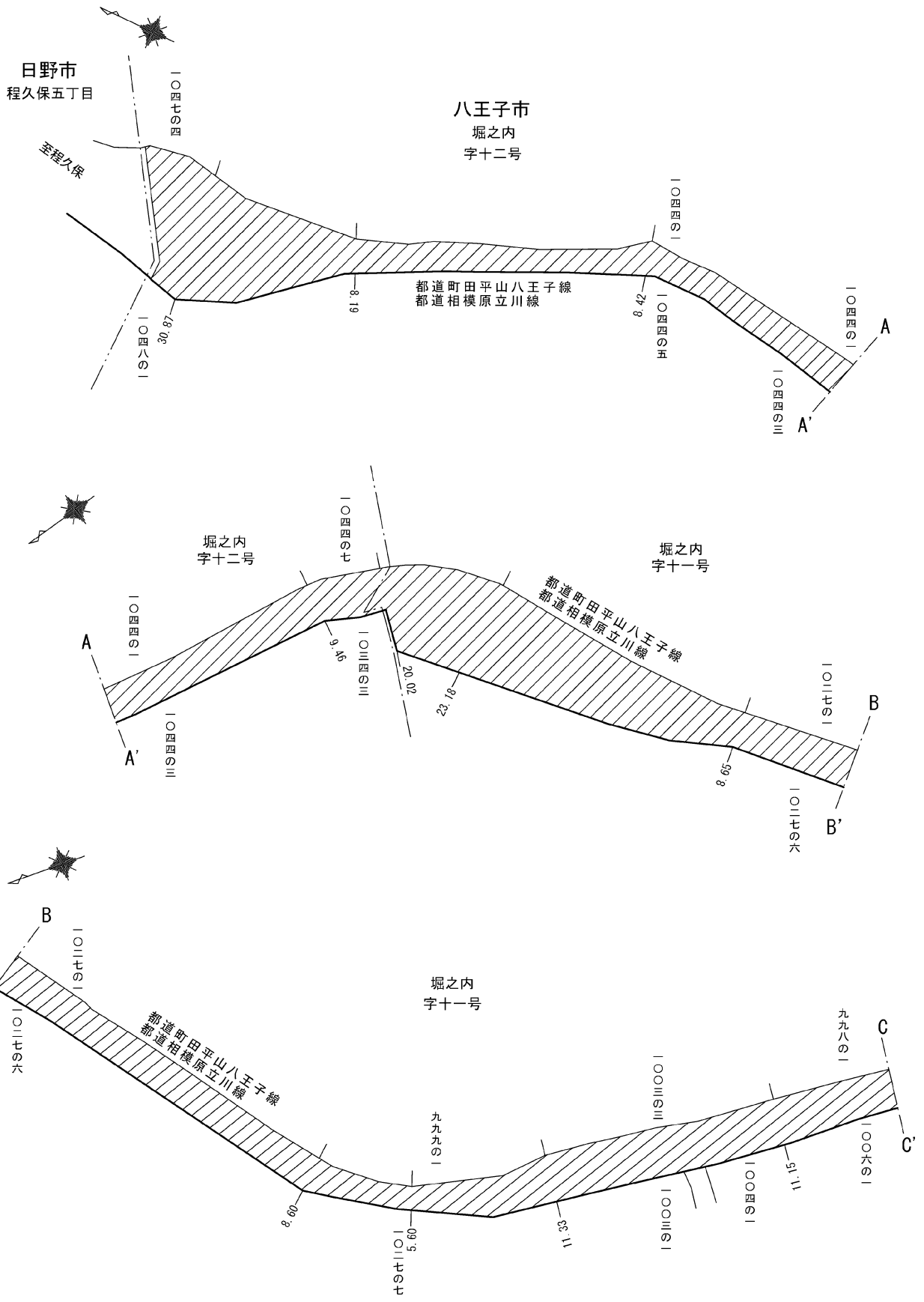
令和五年八月三十一日  
 東京都知事 小池百合子

(一) 路線名 町田平山八王子  
 (二) 変更の区間 八王子市堀之内字五号五百番九地先から同市堀之内字十二号千四十七番四地先まで

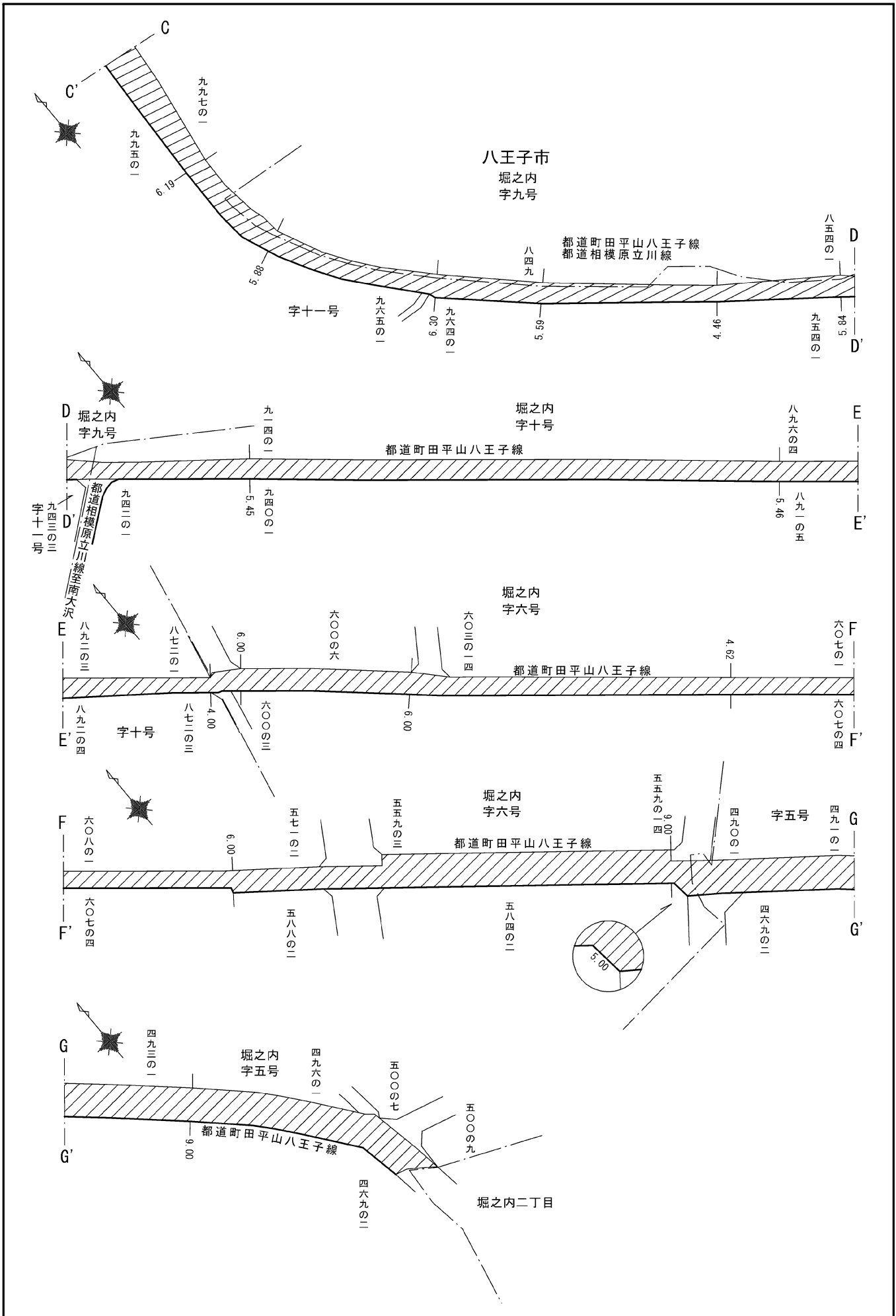
(一) 変更の概要 別図表示(1)のとおり  
 (二) 路線名 相模原立川  
 (三) 変更の区間 八王子市堀之内字十号九百四十二番一  
 地先から同市堀之内字十二号千四十七番四地先まで  
 (四) 変更の概要 別図表示(2)のとおり



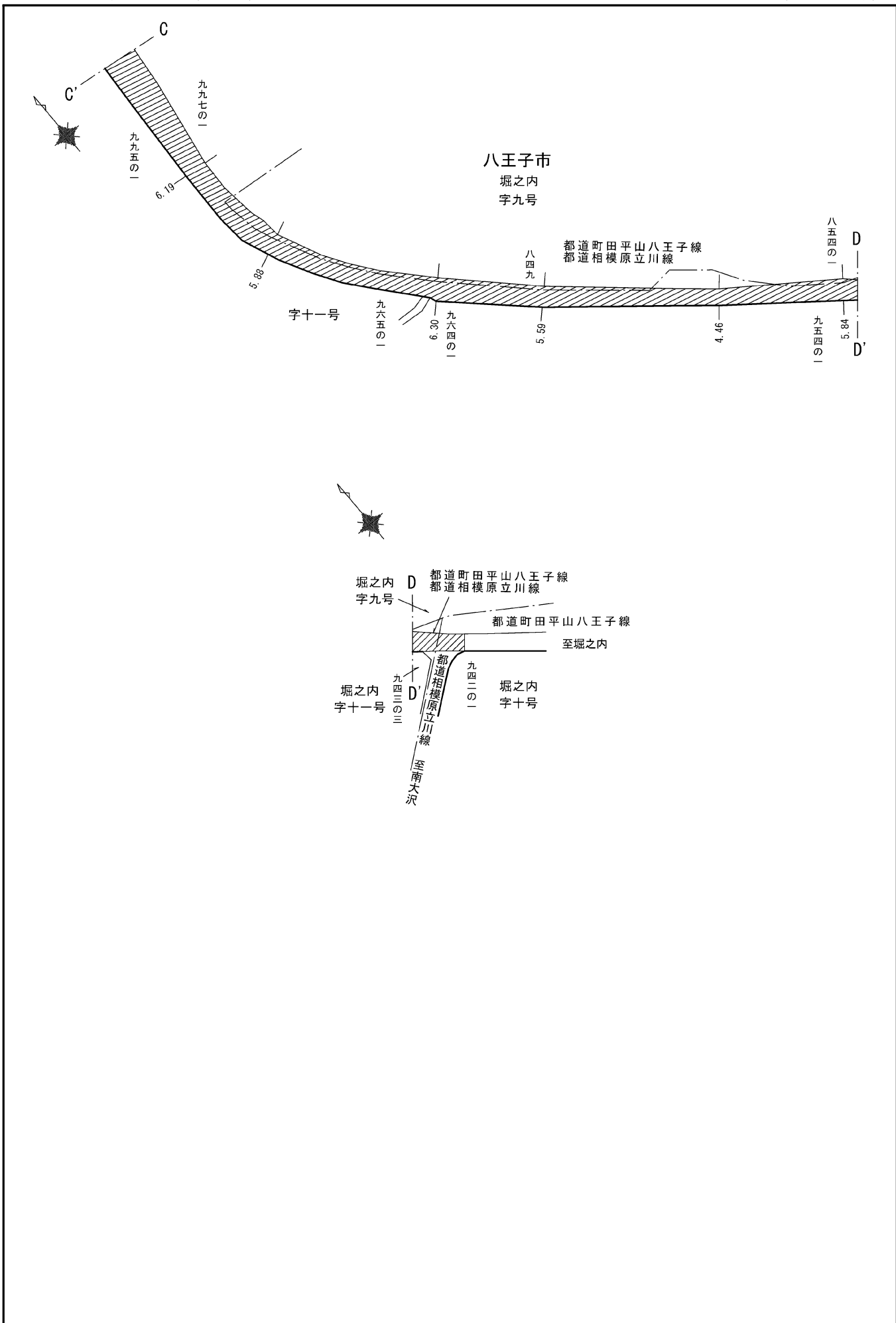
(1) 都道町田平山八王子線











●東京都告示第九百六十二号

令和四年東京都告示第九号(東京都道路路占用規則による徴収単価)は、令和五年八月三十一日限り廃止する。

令和五年八月三十一日

東京都知事 小池百合子

●東京都告示第九百六十三号

東京都道路路占用規則(昭和五十二年東京都規則第三百三十二号)第十七条の規定に基づき、徴収単価を別表のとおり定め、令和五年九月一日から施行する。ただし、この徴収単価によることが困難なものについては、別途算出した単価による。

なお、この告示の施行の日前に掘削復旧面積又は掘削復旧延長を確認したものについては、なお従前の例による。

令和五年八月三十一日

東京都知事 小池百合子

別表 道路掘削復旧工事監督事務費徴収単価表

上段 昼間単価  
下段 夜間単価

歩車道別	工種	単位	徴収単価(円)		
			A	B	C
車道	1 車道舗装20型	㎡	1,590	1,190	520
			2,100	1,560	590
車道	2 車道舗装25型	㎡	3,010	2,250	790
			4,080	3,020	890
車道	3 車道舗装40型	㎡	3,870	2,890	1,060
			5,250	3,880	1,210
車道	4 車道舗装55型	㎡	4,850	3,620	1,480
			6,500	4,800	1,680
車道	5 車道舗装60型	㎡	5,620	4,200	1,740
			7,430	5,490	1,920
車道	6 車道舗装70型	㎡	6,820	5,090	2,190
			8,930	6,600	2,390
車道	7 車道舗装85型	㎡	7,830	5,840	2,570
			10,300	7,620	2,860
車道	8 車道舗装60型(改質Ⅱ)	㎡	5,710	4,260	1,800
			7,510	5,550	1,980
車道	9 車道舗装70型(改質Ⅱ)	㎡	6,860	5,120	2,220
			8,970	6,630	2,420
車道	10 車道舗装85型(改質Ⅱ)	㎡	7,870	5,870	2,590
			10,340	7,650	2,890
車道	11 車道舗装60型(低騒音)	㎡	5,880	4,390	1,920
			7,690	5,690	2,100
車道	12 車道舗装70型(低騒音)	㎡	7,030	5,250	2,340
			9,150	6,760	2,540
車道	13 アスコン5型	㎡	490	370	200
			620	460	210
車道	14 アスコン10型	㎡	2,170	1,620	530
			2,940	2,180	590
車道	15 アスコン15型	㎡	2,530	1,890	740
			3,350	2,470	800
車道	16 アスコン20型	㎡	3,200	2,390	970
			4,210	3,120	1,040
車道	17 アスコン25型	㎡	3,680	2,750	1,160
			4,800	3,550	1,240

車道	18	アスコン35型	m <sup>2</sup>	4,880 6,300	3,640 4,660	1,620 1,710
車道	19	アスコン25型(改質Ⅱ)	m <sup>2</sup>	3,760 4,880	2,810 3,610	1,220 1,300
車道	20	アスコン35型(改質Ⅱ)	m <sup>2</sup>	4,910 6,340	3,670 4,690	1,640 1,740
車道	21	アスコン25型(低騒音)	m <sup>2</sup>	3,930 5,060	2,940 3,740	1,340 1,420
車道	22	アスコン35型(低騒音)	m <sup>2</sup>	5,090 6,520	3,800 4,820	1,760 1,860
車道	23	路盤工30型	m <sup>2</sup>	1,730 2,340	1,290 1,730	540 640
車道	24	路盤工35型	m <sup>2</sup>	1,970 2,660	1,470 1,970	590 700
車道	25	路盤工40型	m <sup>2</sup>	2,350 3,180	1,750 2,350	750 900
車道	26	碎石舗装	m <sup>2</sup>	170 230	120 170	120 160
車道	27	車道路盤先行仮舗装	m <sup>2</sup>	4,540 6,170	3,390 4,560	1,320 1,560
歩道	28	歩道舗装10型(非透水)	m <sup>2</sup>	1,030 1,370	770 1,010	770 1,010
歩道	29	歩道舗装19型(透水)	m <sup>2</sup>	1,640 2,200	1,230 1,630	1,230 1,630
歩道	30	アスコン3型(非透水)	m <sup>2</sup>	410 530	310 390	310 390
歩道	31	アスコン4型(透水)	m <sup>2</sup>	440 580	330 430	330 430
歩道	32	コンクリート平板舗装	m <sup>2</sup>	2,040 2,580	1,530 1,910	1,530 1,910
歩道	33	インターロッキング舗装(非透水)	m <sup>2</sup>	2,030 2,540	1,450 1,800	1,450 1,800
歩道	34	インターロッキング舗装(透水)	m <sup>2</sup>	2,440 3,090	1,750 2,200	1,750 2,200
歩道	35	乗入れ舗装30型(セメコン)	m <sup>2</sup>	3,170 4,560	2,370 3,370	2,370 3,370
歩道	36	乗入れ舗装40型(セメコン)	m <sup>2</sup>	3,870 5,550	2,890 4,100	2,890 4,100

歩道	37	セメコン15型(乗入れ)	m <sup>2</sup>	890 1,390	670 1,020	670 1,020
歩道	38	セメコン20型(乗入れ)	m <sup>2</sup>	1,110 1,730	830 1,280	830 1,280
歩道	39	乗入れ舗装35型(アスコン)	m <sup>2</sup>	3,210 4,360	2,400 3,230	2,400 3,230
歩道	40	乗入れ舗装50型(アスコン)	m <sup>2</sup>	4,630 6,170	3,460 4,560	3,460 4,560
歩道	41	アスコン5型(乗入れ)	m <sup>2</sup>	520 630	390 470	390 470
歩道	42	アスコン15型(乗入れ)	m <sup>2</sup>	1,230 1,480	920 1,100	920 1,100
歩道	43	乗入れ舗装30型(インターロッキング)	m <sup>2</sup>	3,410 4,460	2,470 3,220	2,470 3,220
歩道	44	乗入れ舗装35型(インターロッキング)	m <sup>2</sup>	3,650 4,790	2,650 3,460	2,650 3,460
歩道	45	歩道路盤先行仮舗装	m <sup>2</sup>	1,650 2,200	1,230 1,630	1,230 1,630
その他	46	街きよ	m	4,790 6,000	3,580 4,430	2,860 3,420
その他	47	L形・U形側溝	m	3,030 4,170	2,260 3,080	2,260 3,080
その他	48	歩道止石	m	1,950 2,740	1,460 2,030	1,460 2,030
その他	49	境石	m	1,350 1,910	1,010 1,410	1,010 1,410
その他	50	植樹帯縁石	m	1,450 2,000	1,080 1,480	1,080 1,480
その他	51	中央帯縁石	m	3,070 4,340	2,300 3,210	1,880 2,620
その他	52	区画線	m	60 70	40 50	40 50

附記

一 掘削復旧工事に当たっては、道路占用工事要綱によることとし、道路掘削復旧工事監督事務費の徴収対象範囲は、掘削部分及びKd部分とする。

二 道路掘削復旧工事監督事務費の額は、道路の機能を原状に回復し得る工種により、掘削復旧面積、掘削復旧延長に、それぞれ別表の徴収単価を乗じて得た額とする。

なお、掘削復旧面積は、小数点以下を切り捨てて計算し(当該面積が一平方メートル未満の場合は、一平方メートルとする。)、掘削復旧延長は、小数点第二位以下を切り捨てて計算する。

三 徴収単価の適用区分は、工種ごとに定める単位により掘削復旧面積又は掘削復旧延長に従い、次に定めるところによる。

なお、街きよ用集水ます、L形側溝用集水ます、U形側溝用集水ます及び歩道植樹帯縁石(端部)の徴収単価適用区分は、それぞれ設置する街きよ、L形側溝、U形側溝及び歩道植樹帯縁石(直線部)の掘削復旧延長による。

A 掘削復旧面積が二十平方メートルまでのもの又は掘削復旧延長が二十メートルまでのもの

B 掘削復旧面積が二十平方メートルを超え五百平方メートルまでのもの又は掘削復旧延長が二十メートルを超え五百メートルまでのもの

C 掘削復旧面積が五百平方メートルを超えもの又は掘削復旧延長が五百メートルを超えるもの

四 掘削部分について、工種に異なるものがあるときは、各工種ごとの掘削復旧面積又は掘削復旧延長によるものとする。

五 昼夜連続施工の場合の道路掘削復旧工事監督事務費の単価は、昼間単価に夜間単価を加えた額の二分の一とする。

●東京都告示第九百六十四号

東京都立公園条例(昭和三十一年東京都条例第七号)第三条第三項の規定により、東京都立公園の位置、区域及び面積を次のとおり変更する。

令和五年八月三十一日

東京都知事 小池 百合子

公園名 変更内容 変更年月日

東京都立高井戸公園 別図のとおり 令和五年九月一日

別図

東京都立高井戸公園 区域変更略図

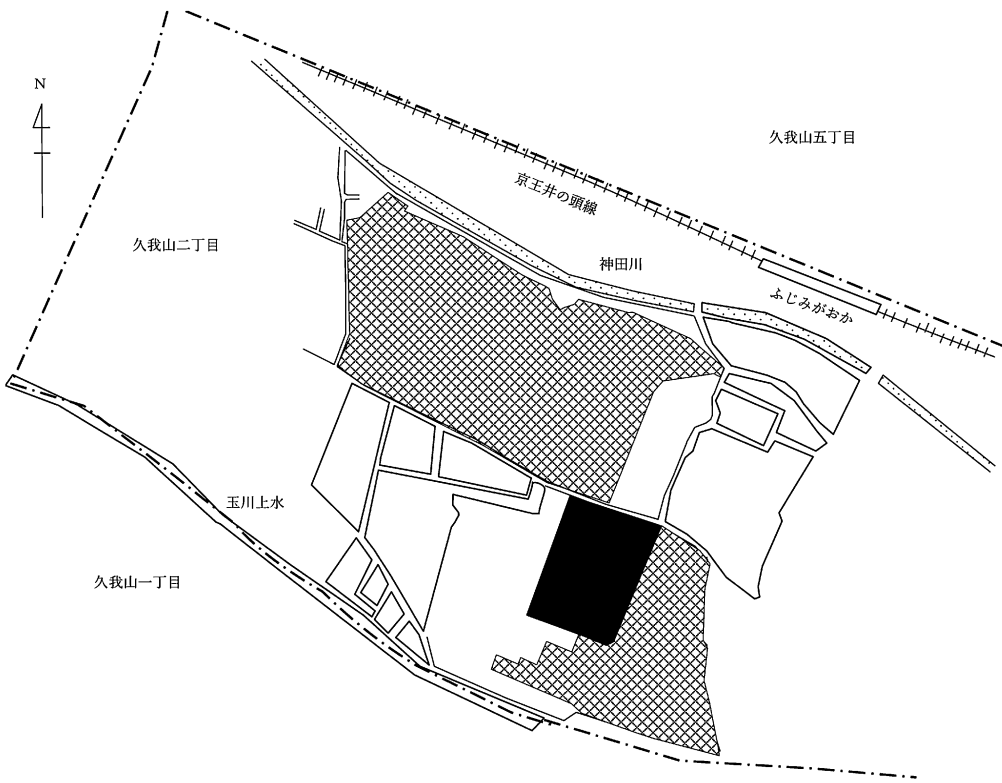
変更箇所 杉並区久我山二丁目



変更前の区域 面積 八一、六六六・五一 平方メートル

追加区域 面積 一一、七〇一・七七 平方メートル

変更後の面積 九三、三六八・二八 平方メートル



●東京都告示第九百六十五号

東京都立公園条例(昭和三十一年東京都条例第七号) 第三条第四項の規定により、次のとおり有料施設を設置する。

令和五年八月三十一日

東京都知事 小 池 百合子

一 名称及び規模 東京都立高井戸公園サッカー場 一面

二 設置年月日 令和五年九月一日

公 告

市街地再開発組合の理事長の住所の変更について

都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)第二十八条第一項の規定により武蔵小山パルム駅前地区市街地再開発組合から理事長の住所を変更した旨の届出があったので、同条第二項の規定により公告する。

令和五年八月三十一日

東京都知事 小 池 百合子

一 氏名

長谷川 政行

二 住所

品川区小山三丁目十五番一号

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和五年八月三十一日

東京都多摩建築指導事務所長

名 取 伸 明

開発区域又は工区に  
含まれる地域の名称 許可を受けた者の  
住所及び氏名

立川市柏町二丁目三十三番一 立川市柏町二丁目三十番地  
及び同番八 の三  
小林 玉來

正 誤

○令和五年五月三十一日付東京都告示第六百九十八号

十二ページ上段の別図 (1)中「二、四七二・六〇」を

「二、四七三・七八」に、「二〇、七〇八・〇七」を「二

〇、七〇九・二五」に訂正する。

発行 東京都  
東京都新宿区西新宿二丁目八番一  
号(代)  
電話 〇三(五三二)一一一一

郵便番号  
163-8001

定 価  
本号 五〇円  
一箇月 六、六〇〇円  
(郵送料を含む)

印刷所 勝美印刷株式会社  
東京都文京区白山一丁目十三番七号  
電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号  
113-0001

